

独占禁止法基本問題懇談会  
第 15 回議事録

内閣府大臣官房

独占禁止法基本問題検討室

**塩野座長** 時間になりましたので、それではただいまから第 15 回の独占禁止法基本問題懇談会を開催させていただきます。

本日は、前回議論しました「独占禁止法における違反抑止制度の在り方等に関する論点整理(案)」について修正箇所が何か所かございましたので、それを修正いたしました。それを御報告させていただきます。それから、今日は後ほど官房長官もお見えになりましてごあいさつをいただくということになっております。

それでは、早速修正した「論点整理(案)」の説明をお願いいたします。また、私の方から前回事務局に依頼しました消費者政策に関する資料も合わせて説明していただくこととなっております。寺川参事官の後任として就任されました東出参事官から、よろしくをお願いいたします。

**東出参事官** 寺川の後任として事務局の参事官を務めます東出と申します。よろしくをお願いいたします。

それでは、早速資料の御説明をいたします。「独占禁止法における違反抑止制度の在り方等に関する論点整理(案)」について、前回からの変更点に絞って御説明ということでございます。表紙を付けておりまして、1枚めくっていただきますと、前回全体を俯瞰できるようなものがあつた方がよろしいという御指摘もございましたので、ここに目次を設けてございます。

1枚めくっていただきまして2ページの下の方で「(2)実効的な法執行が可能な制度であること」という部分の四角の中の後ろの方の「実効的な法執行が可能な制度であることが重要である」という部分ですけれども、「実効的な法執行」の後に前回のバージョンでは特に公正取引委員会による法執行が大事だという旨を括弧書きを付けていたのですが、御指摘もございましたので削除しております。

それから、そのすぐ下の(3)でございます。「行政処分に際して適正手続が保障されていること」という部分ですけれども、これにつきましては透明性の確保が重要だという御指摘がございましたので、後半部分の「その際に」というところですが、「行政手続の保障」とだけ書いておりましたところを「公正で透明な手続が確保されることも要請される」として、この部分で反映をすることによって修正をいたしております。

また1枚めくっていただきまして、4ページの真ん中辺りの「(1)法執行手段等の多様性について」の でございます。ここは独占禁止法以外の民事的な法執行その他が書かれているのですけれども、その中で一番例として多い損害賠償請求ですとか不当利得の返還請求というものを例として最初に挙げておいた方がよろしかろうという御指摘もございましたので、その部分を2行目のところに「違反行為により損害を受けた者等による損害賠償請求・不当利得返還

請求」ということで付け加えております。

隣のページにいきまして、5ページの真ん中辺りのアのところでございます。「現行法の課徴金の抑止力について」という部分ですけれども、まず のところで御意見の趣旨を明確にしようということで、「算定率は」の後に「企業の利益率等の実態を踏まえた」という言葉を加えまして、どういう観点から十分な水準なのかということがはっきりわかるように修正をいたしております。

それから、そのすぐ下の のところですが、別途低い算定率が設けられているということが挙げてありますが、前回のバージョンでは中小企業等について別途低い算定率という言葉遣いをしておりましたけれども、中小企業ということだと読んだ人はいろいろ異なったイメージを持つかもしれないという御指摘もございましたので、そのようなことがないように「事業規模及び業種により」ということで言葉を変えてはっきりさせております。

なお、この「業種」という言葉につきましては「業態」という御指摘もあったのですが、甲乙付け難いということがございましたので、法律の用語に従いまして「業種」という言葉にさせていただいております。

1枚めくっていただきまして、上の方の「イ」の続きで です。ここは課徴金の対象行為について何を付け加えるべきか、ということですが、私的独占とか不公正な取引方法を課徴金の対象とすべきというのがすぐ上にありますが、それについて慎重に判断すべきという意見もあるということでこれを付け加えております。

それから、すぐその下の「ウ」の2つ目の丸です。ここは課徴金減免制度の対象事業者の部分ですが、三者まで認める必要はないのではないかという御意見に対しまして、三者に限定する必要もないのではないかという御意見もあるという御指摘もございましたので、その2つ目の を追加しております。

また、そのすぐ下の「エ」のところ、課徴金の法的性格と算定方法の部分でございますけれども、 の後段の「また」以下のところでございます。ここはいわゆる裁量型の金銭的不利益処分というものを導入したらどうかということですが、それを導入した場合のメリットとして「また」以下のような排除措置命令と課徴金の納付命令を一つの決定でできる、それから、減免制度も欧米並みに弾力的にやれるというメリットがあるという御指摘もございましたので、その部分も付け加えております。

1枚めくっていただきまして、9ページで「(3) 刑事罰について」というところの一連の部分でございますけれども、(3)につきましては見出しのタイトルについて御指摘がございます。事務局の方でもう一回見直してみましたところ、9ページの「イ」のところですが、「課徴金と刑事罰の併科について」ということで「等」がない形で前回お配りをしておりましたが、中身をよく見

ましたところ、課徴金と掲示罰の併科以外のことについても書いてございましたので、役人的ですけれども「等」を付けまして正確を期しております。

それから、同じところで下の方の の部分です。両罰規定が法人に対する処罰の在り方として疑問があるという部分ですけれども、これについてはどうして疑問があるのかということをはっきり書かないと読んだときにわかりにくいという御指摘もございましたので、後段の方に「従業者が違反行為した場合、従業者に対する選任監督上の過失責任を問うものに過ぎないから」ということで理由をはっきり書いてよくわかるようにさせていただいたということで修正をいたしております。

また1枚めくっていただきまして、(4)の「違反行為のあった法人の代表者に対する制裁の強化について」という部分ですけれども、 で罰金を科すことが既に規定されているので現状で十分ではないかという点を追加しております。

それから、11 ページにまいりまして上の方の 、 の部分です。「民事訴訟の活用について」というところで御意見を書いていた点なのですけれども、前回の文章ではどういうことを言いたいのかわかりにくいという御指摘もございましたので、 につきましては課徴金として徴収された金銭を被害者に対する損害賠償や不当利得返還の原資として活かし得る仕組みを考えられないか、 につきましては、不当利得の吐き出しというものを消費者のために活かし得る制度が考えられないか、とイメージがわきやすいようにということで修文いたしております。

また1枚めくっていただきまして右の方の13 ページでございます。(1)の「審判官の在り方について」というところでございますけれども、 、 を追加しております。 につきましては審判官の公正取引委員会からの独立性の問題、 につきましては審判官の除斥・忌避の問題について御意見を追加するという形になっております。

そのすぐ下の(2)の で最後の部分です。「観点から問題があるのではないか」としておりましたけれども、御意見の趣旨を明確にという御指摘もございましたので「のではないか」という部分を落としまして断定的に書き直しております。

同じように、1枚めくっていただきまして14 ページで「不服審査の在り方について」の の部分ですが、ここの語尾も「ある」ということではっきり書いた形で修正をいたしております。

同じところで少し下に下りまして の部分ですけれども、「入札談合事案については」ということですが、後段の方の「関連市場の画定等」云々という言葉をつけ加えまして、御意見をより正確に反映するという形で修正をいたしております。

そのすぐ下の(4)の ですが、ここも、カルテルというものは公正取引委員会の調査開始によって崩壊するのが通例なので、その場合には排除措置命令を課す必要はないという御意見の趣旨をはっきり書くということで修正をいたしております。

それから同じページの下の方で(5)の の部分です。これにつきましては審査段階における関係人の権利の確保ということについて御意見がございましたので、 の部分の前段の「審査段階における事件関係人の手続的な権利が確保されるべきである」という部分に反映をさせていただいております。

1枚めくっていただきまして16ページです。ここは不公正な取引方法に対する措置の在り方についての御意見が並んでいるところでございますけれども、1つは下の方の でございます。ここは、前は と一緒に同じ項目として整理をしておりましたけれども、分けた方がわかりやすいという御指摘もございましたので ということで別項目に分けて整理をしております。中身は変更いたしておりません。その関係でそれ以下のものについては番号が繰り下がっておりますけれども、最後の新しい につきましては、ここも御意見の趣旨をはっきり書くということで、不公正な取引方法の構成要件の検討ということで修文をいたしております。

隣のページにまいりまして17ページでございます。「5. その他」というところの(1)の「公共調達における入札談合問題について」は の部分に若干の修正を加えております。ここは、公共調達における構造的な問題については予算制度の問題もあるのではないかという御指摘もございましたので、括弧書きの中に「調達制度」、「発注者の在り方」と並べて「予算制度」と例示を付け加えさせていただいております。

同じページの(2)の「公正取引委員会が行う警告、注意について」の の部分に若干修正をしております。警告公表の問題についてですけれども、「社名を含めて公表することは問題なのではないか」と御意見の趣旨をより明確にするということで修文をいたしております。前回からの修正箇所については以上でございます。

それから、もう一つ説明をさせていただきます。1枚紙で「独占禁止法と消費者政策(未定稿)」というA4横長の図解を事務局で用意させていただいております。これは前回、消費者政策と独占禁止法の関係について御発言がございましたので、その関係について御参考になればということで事務局の方でつくってみたものでございます。

まず消費者政策の側ですけれども、消費者政策の基本的なところは消費者基本法ということだろうということで、図の右側半分の真ん中辺りに「消費者基本法」というものを書いてございます。

ちょっと濃い四角の中ですが、下の方からですが、消費者基本法は、消費者政策の基本理念ですとか、国等の責務、施策の基本事項を定めることによって消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策を推進する。それによって国民の消費生活の安定及び向上の確保を図るとというのが目的になっております。

そのまわりに、点線で囲って「基本的施策」ということでどのようなものがあるかというのをいろいろ並べております。右上の方からまいりますと「安全の確保」ですとか「消費者契約の適正化」ですとかありまして、「安全の確保」ですと「消費者生活用製品安全法」ですとか「薬事法」、「消費者契約の適正化」につきましては「消費者契約法」、「特定商取引法」、「金融商品取引法」等々、それぞれ対応する個別の法律があるという関係にあるのだらうというふうに整理をしております。

そして、その基本的施策の一つとして、真ん中のちょっと上のところにやや太い字で書いてありますけれども、「公正自由な競争の促進」というものが消費者基本法の方で挙げられております。

片や独占禁止法ですが、左上の方に四角がございまして、下の方からですが、独占禁止法は「私的独占」ですとか「不当な取引制限」、「不公正な取引方法」の禁止等によりまして「公正かつ自由な競争の促進」をして一般消費者の利益の確保、それから「国民経済の健全な発展」を図るとというのが目的になっております。

「公正かつ自由な競争の促進」というところは共通項でございまして、この部分で独占禁止法と消費者政策というものがつながるのだらうかということできょうのような整理をさせていただいております。

ただ、独占禁止法の方は「一般消費者の利益の確保」とともに「国民経済の健全な発展」というものも挙がっておりますので、どちらか一方がどちらかを包含するという関係ではなくて、「公正自由な競争の促進」というところで重なり合っている関係にあるのかなということで絵解きをしております。

具体的に独占禁止法で消費者利益がどういうふうに確保されるかというところが左の半分の真ん中辺り、ちょっと字の小さいところで挙げてございまして、例えばということですが、カルテルとか独占の排除ということで人為的な価格設定が回避される、言い換えれば競争的な価格水準が達成される。あるいは不当表示や欺瞞的顧客誘引を排除することによって誤認を回避して消費者の適正な選択を確保する。あるいは、民事の方になりますけれども、損害賠償、差止め請求というところは、消費者の損害の回復あるいは回避ということで、消費者政策の方との関係が出る部分だらうということでございます。

それからもう一つ、独占禁止法の補完法ということで「景品表示法」がござ

います。景品表示法につきましても「一般消費者の利益の保護」というものが目的に挙がっております。それにつきましては下の方になりますが、消費者基本法の基本的施策の一つとして「広告その他表示の適正化」という部分がございますので、ここの部分で消費者政策というところと関係が出てくるのだらうということで、このような形で絵解きをさせていただいております。

この資料につきましては先ほどの論点整理（案）のパブリックコメントとは別に、この懇談会での御議論の参考になればということで事務局で用意させていただいた資料でございます。

私の方からは以上でございます。

**塩野座長** どうもありがとうございました。この「論点整理（案）」につきましては先ほど御紹介がありましたように、前回御議論いただいたものについて整理させていただき、できるだけ御意見に沿った趣旨で整理をしております。

この懇談会とは直接関係のない御意見については、「載っていないのはおかしい」と言われても、「それは困る」ということになりますので、御容赦頂ければと思います。

それから、今のもう一つの未定稿というポンチ絵でございますが、これは前回たしか佐野委員でしたか、きちんと議論すべきだという御意見がありまして、私もそのとおりだと思いましたが、この論点整理の段階ではまだそこまで十分御意見を承っておりませんので、この検討会におきまして議論をする準備的な資料をまずつくってほしいということで事務局に依頼しましたところ、相当四苦八苦してこういうものができております。未定稿でございますので、いろいろ皆様から御意見をいただき、消費者にもっとわかりやすい、あるいは正確を期すということでいろいろ議論があらうかと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

（官房長官入室）

官房長官がお見えになりました。ちょうど「論点整理（案）」についての説明が終わったところでございます。このまま一応議論をお聞きいただきたいと思います。大変お忙しいと思えますけれども、しばらくおつき合いたいと思います。

それでは、この「論点整理（案）」についての御意見と、このポンチ絵についての御意見と両方、どういう点でも結構でございますからお話いただければと思います。

なお、「論点整理（案）」については、一応これでいいけれども、自分としてはこういう意思で発言しているのだということで、そこで記録にとどめて後々

の議論、あるいは記録を見た方からまた御意見をいただけるというようなこと  
もございますので、そういう趣旨の御発言も結構でございます。それから更に、  
もう少し広くこの検討会の今までの検討の在り方を踏まえて今後こういうふう  
な点に注意をすべきではないかというような御意見もいただければと思います。  
どなたからでも結構でございますから、よろしく願いいたします。

ではどうぞ、諸石委員。

**諸石委員** この論点整理につきましては、これまでの議論を踏まえて事務局  
に大変御苦労いただきまして、非常にわかりやすい正確な整理になったと思  
います。本当にありがとうございました。

**塩野座長** 村田委員にはこの前から大分いろいろ御注文をいただきまして、  
大体直っているというか、御意見を取り入れているとは思いますが、こ  
の部分はどう読むべきかと、念押しの御意見があれば承りますけれども。

**村田委員** 結構でございます。どうもありがとうございます。

**塩野座長** ほかにどなたからでも結構でございます。

村上委員からも随分御意見をいただきましたが。

**村上委員** これで結構でございます。

**塩野座長** もちろんこれで締め切ったというわけではございませんし、今後  
あと1年ばかりございますので、いろいろとまた御意見を承る機会もあろうか  
と思いますが、その折に今までと違った御意見を御開陳いただいてももちろん  
結構でございます。

では、西田委員どうぞ。

**西田委員** 前回の改正についての附則自体はこのパブコメの中には提示し  
ないということでしょうか。一応この懇談会はそれを受けて開催されていると  
思いますので、可能ならば改正附則あるいは附帯決議もそういう趣旨を踏まえ  
てやっているという意味では同時掲載した方がいいのではないかという気がい  
たしますが。

**塩野座長** わかりました。

**根岸委員** 1ページに書いていませんか。この附則は2年以内に、という。

**西田委員** 附則の内容ですね。要するに、どういうことを審議しろと…。

**根岸委員** ここに、課徴金に係る制度、違反行為の排除に必要な措置を命ず  
るためのと。

**西田委員** それで済んでいるのであればもちろん結構ですが、この趣旨が…  
…。

**塩野座長** 一応「はじめに」で書いてあると思いますが、これはパブコメの  
仕方の問題で、そこでもう少しぱっとわかるような形を考えさせていただきます。  
ホームページは恐らくパブコメに書くと思うんですけども、その最初の



ところでこういった意見に基づいてできているというような形で整理することは可能だと思いますが、そこは事務局の方で検討してみていただけますか。ありがとうございました。

ポンチ絵と申しますか、絵の方については一見わからないという御意見があれば、どうぞ。

**佐野委員** これは今、初めて拝見したのですが、是非持って帰ってじっくりと私どもの中で検討し、次の機会にお話をさせていただきたいと思います。

**塩野座長** 消費者の目から見たら、ここはやはり早目にこういうふうに直して、それで委員の皆様方にお見せしたらどうかという御提案があれば受けますので、どうぞごらんいただいとしたいと思います。競争法の先生方は恐らく独占禁止法が基本法だと思っておられたんだろうと思いますけれども、基本法の上にもう一つ基本法がある。更に憲法があるということで大変ややこしいところで、更にやかましいことを言う人は、憲法と民法はどこにあるのかというふうな話になりますが、そこは御要望があればまたお伺いするというので、一応こういうことでやらせていただきます。

それでは、官房長官におかれましては、お忙しい中おいでいただきましてありがとうございました。「論点整理」ができて、皆様お認めいただいたことでございます。ここで、官房長官から御挨拶を賜われればと思います。よろしくお願いたします。

(報道陣入室)

**安倍官房長官** 官房長官の安倍晋三でございます。論点整理の取りまとめに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

昨年7月の懇談会の発足以来、15回の会合を開催し、本日この1年間の議論を踏まえた論点整理の取りまとめをいただきました。委員各位の皆様の御貢献、御苦労に対しまして心から御礼を申し上げたいと思う次第でございます。

独占禁止法は経済活動の基本法と言われておりますが、その抑止力を確保し、経済取引における競争環境を向上させることは、政府が推進してきた構造改革の徹底という観点からも非常に重要であると考えております。今後は論点整理に対して寄せられた意見を踏まえ、最終報告に向けて更に深い検討をお願いをさせていただきたいと思っております。塩野座長を始め、委員の皆様におかれましては引き続きその識見を生かしていただき、わが国経済の発展、消費者利益の増進につながるような議論をしていただきますように、どうぞよろしくお願いをいたします。

(報道陣退室)

**塩野座長** どうも官房長官ありがとうございました。今のお話のとおり、今後精一杯努力をいたしますので、よろしく願いいたします。

(安倍官房長官退室)

**塩野座長** それでは、官房長官は所用のために退席なされましたけれども、あとは若干事務的な問題あるいは今後の検討会の進め方等につきまして御相談したいことがございます。それと同時に、その他参考資料もございますので、事務局の方から御紹介いただきましょう。別府次長、よろしく願いします。

**別府次長** お手元に村上委員の論文が2点ほど配布されているかと存じます。参考資料ということで配布させていただきましたので御確認いただきたいと思えます。

その下でございますけれども、先ほどもちょっとお話がありましたパブリックコメントの仕方ということでございますが、3枚の紙で「独占禁止法における違反抑止制度の在り方等に関する論点整理」に係る意見・情報の募集について」というペーパーをお配りしております。この紙は先ほど座長からもお話がありましたけれども、基本的には内閣府ホームページにおいて公表するということを考えておまして、ホームページに載せる文章でございます。先ほど附則の関係のお話ございましたので、そこはもう少し検討させていただきたいと思えます。

この中でポイントは1番の「募集期間」でございますけれども、通常はパブリックコメントは1か月ということでございますが、夏休みが入っておりますので機動的に意見をまとめ上げられる方もいらっしゃると思えますので、9月8日ということで若干長目に取っております。

また、「意見・情報の形式」の中で1点だけ触れておきますと、基本的に出していただくときには名前なども書いていただきますけれども、内容によっては匿名で出してほしいという方もいらっしゃるかもしれないので、匿名ということも認めるというようなやり方を考えております。そういうことで意見募集をさせていただきたいと存じております。

その下に1枚紙で概要という紙がございます。これは、一応目次みたいなものをつくらせていただきましたけれども、ぱっと見て全体像がわからないと、どういうものかという関心をひきたいということでこちらの事務局の方でまとめさせていただいた資料でございます。これはあくまでも概要ということで、詳細については本文をごらんいただきたいということで、事務局作成資料としてこういうものを付けさせていただきたいということでございます。

あとは次回以降の日程ということで「今後の日程」という横長の紙が1枚配

布してございます。まず次回会合につきましては9月11日ということで、次回は内閣府3階の特別会議室といういつものところで行わせていただきたいと思います。それで、若干御説明いたしますと、今までは2時間半という時間を基本としておりましたけれども、これからは恐らく議論が更に細かくわたってくるだろうということで、3時間を基本ということにさせていただいております。また、頻度もやや多目に月2回くらいのペースということで考えております。

なお、1点だけ、このパブリックコメントについての報告につきましては9月8日締めでそれから整理させていただきますので、9月11日というわけではなくて恐らく10月10日くらいに御報告させていただくことになろうかと思っております。

事務局からは以上でございます。

**塩野座長** 資料は今、報告がありましたように村上委員からのものと、それから概要という1枚物でございます。この概要のつくり方についても御意見があるかと思っておりますけれども、時間の関係もでございますので、これは事務局の責任において作成したということで整理をさせていただいております。

ただ、どうしてもここは間違っているという御意見があれば事務局にお申し出をいただければ誤りは訂正させていただきます。

それから今後の日程ですが、来年になるとさらに立て込んでまいります。来年についてはなるべく早い機会に日程を決めた方がいいと思っておりますので、会議の煮詰まり度を見ながらなるべく早く日程を詰めさせていただきたいと思っております。今の事務局の説明について何か御質問等ございますか。

日程について、全員がそろうということは御予定表からする限りございませんので、参加委員が多く確保出来る日取りで、どんどん整理をさせていただきました。ただ、私としては、今は詰まっているけれども、何とかここは動かせるというところがあれば、事務局までお知らせ頂けますでしょうか。よろしくお願いをいたしたいと思っております。よろしゅうございますか。

それで、次回会合は今、御案内がありましたように9月11日月曜日午後1時30分から、内閣府本府庁舎、3階特別会議室でございます。改正独占禁止法が施行されてある程度時間も経っておりますので、委員からの御要望も何度かございましたところを踏まえまして公正取引委員会から改正法の施行状況の説明をしてもらおう。これが1つのテーマでございます。

それから、実は先ほどもちょっと申しましたが、このポンチ絵には憲法の顔が出てこないんですけれども、特に二重処罰の禁止の問題の辺りはまさに憲法論でございます。そういうことで、この中で公法の専門は私も宇賀さんもそうですし、広い意味では刑法も公法ですけれども、やはり憲法の御専門の方から

御意見をちょうだいしたらいかがかということで今、事務局と相談をしてこれから詰めたいと思っております。いかがでございましょうか。人選につきましてはお任せいただければと思います。

大体私の方で用意いたしました、あるいは御説明すべき情報は以上でございますけれども、何か特に御発言ございますか。よろしゅうございますか。

それでは、本日はこれにて終了いたします。8月いっぱいお休みをいただきますが、勉強しておいていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

(了)